## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023年3月3日

「アフリカ地域(広域)グリーン水素・アンモニアの開発と利活用・官民連携の可能性に関する情報収集・確認超ア(国内業務主体)(QCBS)」 (公示日:2023年2月15日/調達管理番号:22a00873)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 3 競争参加資格	プロポーザルガイドラインを拝見したところ本件は競争参加資格確認申請書の提出は不要、プロポーザル提出日に、プロポーザル指定様式表紙の全省庁統一資格に記載されている全省庁統一資格業者コードにて貴機構が資格有無を判断される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本件では、プロポーザル提 出時に競争参加資格確認申請書の提出を求め ておりません。
2	p.19	本件プロポーザルの表紙の様式はプロポーザルガイドライン様式集の様式 1-1、1-2、2-1、2-2 どれを使用すればよろしいでしょうか。	公示に記載の通り、本件は「コンサルタント等契約-業務実施契約」となります。様式1-1と様式2-1をそれぞれご使用ください。(様式 1-2と様式2-2は「業務実施契約(単独型)用」です)
3	P12(ウ)(a)	系統電力を使った製造と余剰電力を使った製造の違いをご教示いただきたい。	「余剰電力を使った製造」については、需要ピーク外で余力のある時間帯に限り再生可能エネルギーを用いて製造できる状態での製造を指す趣旨であり、これに対して「系統電力を使った製造」については、需要ピーク外などの時間帯の制約なく定常的に(構成電源はグリーンでありつつ)水素製造向けの電力供給の余力がある系統に

			おける製造を指しております。その意味でここでの「余剰電力を使った製造」と「系統電力を使った製造」に不統では両立しないものとなります。
4	P12(ウ)(a)	「グリーン水素として国際的に認証されうるレベルにある電源構成」について JICA 様で何か定義はございますか。	弊機構として定義があるものではなく、欧州を含む世界で既に議論されている認証制度を参照願います。
5	P12(ウ)(a), (b), (c), (d) (回答を 通番号11番のとおり修正します。 2023年3月6日)	(a) ~(d)まで、北部アフリカ、東部アフリカ、西部アフリカ、南部アフリカの国がすべて調査対象となるのでしょうか。	「対象国別と地域別の両方につき分析。」と記載の通り、対象国(南アフリカ、ナミビア、エジプト)別の分析と、地域(北部アフリカ、東部アフリカ、西部アフリカ、南部アフリカの「サブリージョン」)別の分析を求めています。当該地域の全ての国別の分析を求めているわけではありません。(回答を通番号11番のとおり修正します。)
6	全般	調査全般的にいつごろまでの時間軸を想定されていますか。	P.20「2. 業務実施上の条件」の「(1)業務行程」 に明示の通り、「2023 年 5 月~2024 年 2 月」とし ています。
7	第3章 プロポーザル作成に係る 留意事項	P20 業務従事者のうち、「エネルギー政策・制度」および「エネルギー経済・貿易」における①類似業務経験の分野の記述が逆のように思われます。如何でしょうか。	「類似業務経験」について、誤記がありましたので、3か所修正します。なお、「特記すべき類似業務の経験」として3件までの記載を求めていますが、担当専門分野(下記1.では、脱炭素戦略、2.では、エネルギー政策・制度、3.では、エネルギー経済・貿易)での業務経験を優先して記載し、加えて類似業務経験の分野での業務経験がある場合には記載下さい。

	1.【業務主任者(業務主任者/脱炭素戦略)】
	(修正前)
	① 類似業務経験の分野:再生可能エネル
	ギー開発、エネルギー経済・政策
	(修正後)
	① 類似業務経験の分野:脱炭素戦略分野
	の実績を評価する。加えて、再生可能エ
	ネルギー開発、エネルギー経済・政策分
	野の実績を有すればより高く評価する。
	2.【業務従事者:エネルギー政策・制度】
	(修正前)
	① 類似業務経験の分野:再生可能エネル
	ギー開発、エネルギー経済・貿易
	(修正後)
	① 類似業務経験の分野:エネルギー政策・
	制度分野の実績を評価する。加えて、再
	生可能エネルギー開発、エネルギー経
	済・貿易分野の実績を有すればより高く評
	価する。
	3.【業務従事者:エネルギー経済・貿易】
	(修正前)
	① 類似業務経験の分野:類似業務経験の分
	野:再生可能エネルギー開発、エネルギ
	一政策・制度
	(修正後)
	1)類似業務経験の分野:エネルギー経済・
	貿易分野の実績を評価する。加えて、再
	RWIND OVER CHIM / BOWNIE CC 11

			生可能エネルギー開発、エネルギー政
			策・制度分野の実績を有すればより高く評
			価する。
以上、202	3年2月27日第一回回答		
8	p.25 (5)定額計上	定額計上として、①ローカルコンサルタント委託	企画競争説明書でローカルコンサルタント雇用
		費、②セミナー開催業務再委託費が計上されて	及び再委託を前提に定額計上を指示している内
		いるが、これら業務を再委託ではなく自社で実施	容を、自社で実施することを提案する場合は、見
		する場合は、その経費をどのように計上すべき	積もりにおいては、定額計上指示額の範囲内で
		か?(提案上は、再委託として指定の定額を指	実施できる場合は、見積書には計上不要です。
		定の費目において計上すべきか、それとも実際	プロポーザルにおいては、自社で実施する旨記
		に想定されている経費額を実際に該当する費目	載願います。ローカルコンサルタント雇用及び再
		(例:報酬や一般業務費等)に計上すべきか)	委託として定額計上を指示した額を超過する場
			合には、p.25の(4)の6)に基づき、併せて別見
			積を提出願います。
			契約交渉において、自社で実施する場合の経費
			内訳をご説明いただきます。プロポーザルで提
			案のあった業務の内容と方法に照らして過不足
			を協議し、定額の費目・金額のまま契約をする
			か、報酬・一般業務費等受注者による見積によ
			る積算をするかを決定します。
9	p.20第3章 プロポーザル作成に	・業務従事者の一部に外国籍の担当者を配置す	・外国籍人材の活用:プロポーザル作成ガイドラ
	係る留意事項	る場合、全体の業務従事月数の半分以上を外	インの p.7 でご説明しているとおり、外国籍人材
	2. 業務実施上の条件	国籍の担当者で占めるような場合、理由や必要	の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月
	(2)業務量目安と業務従事者構	性を記載しても失格または低評価となる場合は	の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途
	成案	あるのでしょうか。	としてください。プロポーザル作成時点で予めこ
			れら目途を超える場合は、その理由や必要性等
			を記載いただくこととなりますが、その内容によ

		・また、外国籍の担当者が日本国外に居住している場合、居住国での作業は国内作業としてみなされますでしょうか。	り低評価となる可能性はあります。 ・国外居住者:国籍を問わず、海外居住の業務 従事者が、「居住地及び通勤可能範囲」で業務 を行うか否かにより、国内業務と見做す場合と
			現地業務と見做す場合があります。( <u>コンサルタ</u> ) <u>ント等契約における経理処理ガイドライン</u> 第1部 II 報酬2.業務量(業務人月)(3)をご参照ください。)
			https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_202204.pdf
10	P15 第 5 条 調査の内容	(3)③「・・・、現地再委託の情報収集などを行う。」と記載がございますが、現地再委託はインテリムレポート提出後に開始・実施という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の「現地再委託の情報収集などを行う」の下りは、アフリカでのセミナー開催に必要な業務(会場設営、オンライン配信など)の現地再委託に関する情報収集などであり、現地再委託それ自体はセミナー開催時での実施を想定しています。 なお、P.11 の第4条(4)の「ローカルコンサルタントの活用(再委託)」は、ご指摘の「現地再委託」とは異なりますが、ローカルコンサルタント活用については、適切と考えられるタイミング・スケジュールを、プロポーザルにてご提案下さい。
11	質問回答通番号 5 番の回答について修正(P12(ウ)(a), (b), (c), (d))	(a) ~(d)まで、北部アフリカ、東部アフリカ、西部アフリカ、南部アフリカの国がすべて調査対象となるのでしょうか。	P12(ウ)(エ)については対象国(南アフリカ、ナミビア、エジプト)別の分析を主として求めているものであり、地域別の分析は再生可能エネルギーのポテンシャル等から導出される簡易的な生産・製造ポテンシャル等に限ります。

12	企画競争説明書第1章及び第3	コンサルタント等契約(国内業務主体)の見積書	本件の見積書については、弊機構ホームページ	
	章見積書様式について	様式	の「様式 コンサルタント等契約(業務実施契約)	
			にあります「コンサルタント等契約(国内業務主	
			体)」をご使用ください。	
			https://www.jica.go.jp/announce/manual/	
			form/consul g/index since 201404.html	
以上、20	以上、2023年3月6日回答			

以 上